

この新しい掛合小学校のシンボルとして使用する校章の図案を募集しています。

【応募条件】
どなたでも応募できます。ただし、個人の応募のみとします。

応募点数は、一人何点でもかまいません。

【応募方法】
A4判の白色用紙を縦長で使用し、15cm四方の正方形枠



雲南市掛合町内の掛合小学校、多根小学校、松笠小学校、波多小学校、人間小学校の5小学校が統合して、平成20年4月に旧掛合中学校跡地に新しく「雲南市立掛合小学校」が誕生します。

雲南市立掛合小学校の校章図案を募集します

雲南市教育委員会
☎0854-40-11071

【審査と結果の公表】
校章審査委員会を設けて審査し、審査結果は、市報うんなん等に掲載します。

採用された校章は、校旗等に使用します。

【応募作品の取り扱い】
作品は未発表の新規デザインに限り、採用作品の著作権は雲南市教育委員会に無償で譲与させていただきます。

内にデザインしてください。そして、枠外に図案の意図（ねらいや願い）を記載してください。

なお、にじみ、ぼかしなどの中間調のないものとし、用紙1枚につき1点とします。

パソコンによる画像の場合、A4判に出力し、必要事項を記載してください。

作品の裏面には住所、氏名、年齢、電話番号を記載してください。また、児童生徒の皆さんは、学校名、学年、学級名を記載してください。

【応募締切】
平成19年1月9日（火）必着

【送付及び問い合わせ先】
〒699-1392
雲南市木次町木次1013番地1 雲南市教育委員会教育総務課まで

幼稚園児の募集について

雲南市教育委員会
☎0854-40-11072

平成19年度から市内の各幼稚園へ入園する幼児を次のとおり募集します。

●入園対象
雲南市内に在住している幼児

1年保育 5歳児
平成13年4月2日～
平成14年4月1日

2年保育 4歳児
平成14年4月2日～

採用作品は一部補作する場合があります。

応募作品は返却しません。応募に伴う一切の費用は、応募者の負担とします。

著作権には触れないよう十分に配慮してください。作品の著作権等については第三者から異議申し立て、苦情等があった場合、費用負担などを含めて応募者が対処するものとします。また、採用後でも作品の類似、盗作または募集要項違反が認められた場合には、採用を取り消すこともあります。

個人情報取り扱いについては、今回の校章図案以外の目的には使用しません。

【お問い合わせ先】（局番はいずれも0854です）

大東幼稚園 ☎43-2710	西幼稚園 ☎43-6005
佐世幼稚園 ☎43-2817	阿用幼稚園 ☎43-2199
久野幼稚園 ☎47-0163	海潮幼稚園 ☎43-2298
加茂幼稚園 ☎49-6761	木次幼稚園 ☎42-2173
斐伊幼稚園 ☎42-2130	寺領幼稚園 ☎42-0870
西日登幼稚園 ☎42-0875	温泉幼稚園 ☎48-0011
三刀屋幼稚園 ☎45-2168	飯石幼稚園 ☎45-2751
鍋山幼稚園 ☎45-3762	中野幼稚園 ☎45-2451

このほかに給食費などが必要となります。

●申込み受付期間
12月1日（金）～12月15日（金）

雲南市教育委員会学校教育課、各総合センター自治振興課、各幼稚園に入園願書がありますので、印鑑をご持参の上、お申込みください。

●保育料等
保育料は、年額62,400円（月額5,200円）です。

●3年保育 3歳児
平成15年4月1日～平成16年4月1日
それぞれ該当期間の出生者

広告枠

雲南市では生活情報の提供と、産業振興の一助、行財政改革の一環として有料広告枠を設けました。

乳幼児等医療費受給資格証の更新手続きについて

市民生活課
☎0854-40-11031

平成17年10月の乳幼児等医療費の制度改正に伴い、毎年12月に受給資格証（3歳以上就学前）の更新手続きを行います。

現在お使いの受給資格証（3歳以上就学前）は、有効期限が平成18年11月30日までとなっています。

市報10月号でお知らせしましたとおり、対象の方へは、申請書をお送りし、手続きを行っていただいておりますが、まだ手続きがお済みでない方は、お早めにお願います。

平成18年7月1日から平成18年11月30日までの間に、行った申請により受給資格証の更新申請を受けた方については、更新申請の必要はありません。

また、3歳未満の方の乳幼児医療費につきましても更新申請の必要はありません。

申請手続きは各総合センター自治振興課、または市役所市民生活課で行ってください。

なお、申請書を紛失された方は、窓口で再発行しますのでご相談ください。

年末年始の可燃ごみ・不燃ごみ収集日のお知らせ

雲南エネルギーセンター ☎0854-49-6332、雲南リサイクルプラザ ☎0854-42-3391、いいしクリーンセンター ☎0854-72-9217、市民部環境対策課 ☎0854-40-1033

月 日	大東町・加茂町・木次町・三刀屋町		吉田町・掛合町
	可燃ごみ	不燃ごみ	可燃ごみ・不燃ごみ
12月29日(金)	通常通り	通常通り	通常通り
12月30日(土)～1月3日(水)	休 止		
1月4日(木)	通常通り	通常通り	通常通り
1月5日(金)	通常通り	通常通り	通常通り

※収集日はケーブルテレビ、告知放送等でもお知らせします。
※年末の直接持込みは、できるだけ12月22日（金）までにお願います。

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

市民生活課
☎0854-40-11031

国民年金の保険料は、20歳から60歳に到達するまでの期間納めることになっています。保険料の納め忘れがあると、将来の年金額が減額になるだけでなく、もしものときの障害年金、遺族年金が受けられなくなる可能性がありますので、きちんと納めましょう。

●保険料納付方法
毎月の保険料（第1号被保険者）13,860円（平成18年度）を翌月末日までに納めます。

●納め忘れで、2年経つと、時効で納めることが出来なくなりますのでご注意ください。

●口座振替で
口座振替なら毎月自動で引き落とされますので、納め忘れもなく便利です。当月末振替の「早割」でお申し込みいただくと、保険料が毎月50円割引されます。

●納付書で、インターネットで金融機関や郵便局、社会保険事務所窓口のほか、コンビニエンスストア（一部を除く）でも納めることができます。

また、インターネットを利用する方法（金融機関との契約が必要。）によっても納めることができます。

●保険料の追納制度
国民年金保険料免除制度や、学生納付特例、若年者納付猶予を受けておられた方が、その後、免除の承認を受けていた期間分の保険料を遡って納付することができます。

●追納期間
追納期間は10年以内です。追納する保険料は、承認を受けた年度から2年を過ぎると、保険料の免除を受けた当時の保険料額に、経過期間に応じて定められた加算率を乗じて得た額を加算した額になります。

●追納期間
追納期間は10年以内です。追納する保険料は、承認を受けた年度から2年を過ぎると、保険料の免除を受けた当時の保険料額に、経過期間に応じて定められた加算率を乗じて得た額を加算した額になります。

●追納期間
追納期間は10年以内です。追納する保険料は、承認を受けた年度から2年を過ぎると、保険料の免除を受けた当時の保険料額に、経過期間に応じて定められた加算率を乗じて得た額を加算した額になります。

12月の古紙回収

加茂町 12月3日（日）
持ち出しは当日のみで、指定の収集場所にお持ち下さい。

広告枠

広告掲載をご希望の方は、木次都市開発㈱（広告代理店）☎0854-42-2221までお問い合わせ下さい。